結婚・子育て世代の
マイホーム取得
を応援します！

令和7年度
結婚・子育て世帯等応援補助金

事業内容

少子化対策及び若年層の転入増加による人口の増加を目的として、結婚・子育て世代への経済的支援を充実させるため、マイホームを取得された世帯へ補助金を交付します。
上限額50万円（夫婦：30万円、子ども1人につき10万円加算）

※結婚・子育て世帯等定住促進補助金は、令和6年度に「結婚・子育て世帯等応援補助金」を申請された方をもって終了しました。

世帯全員が
40歳未満

＋

子育て世帯
18歳以下の
子を持つ方

新婚世帯
婚姻1年
以内の方

移住世帯
村に5年以上
定住される方

が

新築住宅または**中古住宅**を取得したら

↓

補助金額　条件に応じて**最大50万円**

対象者

下記のすべてに該当する方
- 令和6年1月1日以降に専用戸建て住宅及び兼用住宅（新築・中古）を取得（相続または贈与等除く）された方。
- 40歳未満（当該年度の12月末時点・単身を除く）の世帯。
- 日吉津村に5年以上定住意思のある方。
- 自治会加入者。
- 税金・使用料の滞納がないこと。

申請受付期間　令和8年1月5日（月）～ 令和8年1月30日（金）

日吉津村総務課

日吉津村HP
結婚・子育て等応援補助金について

申請・決定・交付の流れ

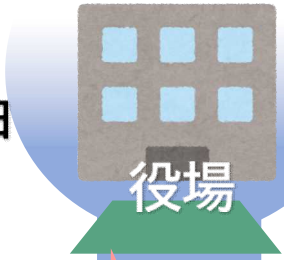

●申請期間
令和8年1月5日～令和8年1月30日
●交付決定
令和8年3月頃予定

❶交付申請

●補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
申請に必要な添付書類（注）

❷交付決定通知・補助金の支払い

●交付決定通知書（様式第2号）を送付
●申請者の口座へ補助金を振込み

（注）申請に必要な添付書類
・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し
・世帯全員の住民票の写し
・前年又は直近1年分の所得証明書（世帯全員分）写し
・前年又は直近1年分の納税証明書（世帯全員分）写し
・取得した専用住宅等の工事請負契約書※又は売買契約書の写し
※契約内容に変更がある場合は、変更契約書も併せて提出してください。
・取得した専用住宅等の登記事項証明書（建物）の写し
・振込先金融機関の通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるページをコピーしてください。）
※該当する婚姻世帯等の場合のみ提出してください
・出生前の子の母子健康手帳の写し

【お問合せ・申請書提出先】
日吉津村総務課　☎0859-27-5954
〒689-3553　鳥取県西伯郡日吉津村日吉津872-15